

意匠法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 意匠登録及び意匠登録出願（第三条）
第三章 審査（第十六条—第十九条）
第四章 意匠権（第十五条）
第一節 意匠権（第二十条—第三十六条）
第二節 権利侵害（第三十七条—第四十一条）
第三節 登録料（第四十二条—第四十五条）
第五章 審判（第四十六条—第五十二条）
第六章 再審及び訴訟（第五十三条—第六十条）
第七章 国際登録出願に係る特例（第六十一条—第六十五条）
第八章 罰則（第六十九条—第七十七条）
附則

第一章 総則（目的）
第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
(定義等)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を發揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

1 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為

を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

2 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

3 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

口 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

3 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

第二章 意匠登録及び意匠登録出願

（意匠登録の要件）
第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

一 意匠登録出願前にその意匠の属する分野において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠

2 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

3 意匠登録出願前にその意匠の属する分野において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠

十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかるらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

（意匠の新規性の喪失の例外）

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に基づして第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

前項の規定の適用を受けようとする者は、そ

の旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（以下この条及び第六十条の七において「証明書」という。）を意匠登録出願において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能なとなつた形状等又は画像に基いて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、同項の規定にかかるわらず、意匠登録を受けることができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登

3 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登

の規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

（意匠登録を受けることができない意匠）

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかるわらず、意匠登録を受けることができない。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠

三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠

（仮通常実施権）

第五条の二 意匠登録を受ける権利に基づいて取得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について意匠権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

特許法第三十三条规定及び第三項、第三十四条の三第四項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「第四十六条第一項」とあるのは「意匠法第十三条第二項」と、同条第九項中「意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五条）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第一項」とあるのは「意匠法第十三条第二項」と、同条第九項中「意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五条）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第一項」とあるのは「意匠法第十三条第二項」と読み替えるものとする。

（意匠登録出願）

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けよう

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて、当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができる理由により前項に規定する期間内に

第一の日に行われたものの一つの行為についてすれば足りる。

とする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

4 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が願書に記載しなければならない。

5 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その旨を願書に記載しなければならない。

（意匠一出願）

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

（組物の意匠）

第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの

（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。（先願）

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

（願書の記載又は図面等の補正と要旨変更）

第五条 第九条の二 願書の記載（第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定による記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条第一項において同じ。）又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの方を変更する

（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第十一条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）について、当該関連意匠の意匠登録出願にあつては、最初の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にプラツセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーベー、一千九百三十四年六月二日にロンドンで、一千九百五十八年十月三十一日にリスボン及び一千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかるらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権が第四十四条の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

4 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

5 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した」の意匠とする。

6 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠について、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する旨の意匠について、当該意匠登録出願があつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

7 関連意匠の意匠登録出願があつた場合においては、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。」に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する旨の意匠について、当該意匠登録出願があつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

8 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

（意匠登録出願の分割）

第十一条 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限る。

登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第十七条の四 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前条第一項に規定する期間を延長することができる。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する前条第一項に規定する期間を延長することができる。

（意匠登録の査定）

第十八条 番査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならない。

（特許法の準用）

第十九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十二条（査定の方式）及び第五十四条（訴訟との関係）の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

第四章 意匠権

第一節 意匠権

（意匠権の設定の登録）

第二十条 意匠権は、設定の登録により発生する。

第二十一条 意匠権の登録による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

第二十二条 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 登録番号及び設定の登録の年月日

四 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

（存続期間）

第二十三条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

（関連意匠の意匠権の移転）

第二十三条 基礎意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 基礎意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

（意匠権の効力）

第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

第二十五条 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求める

ことができる。

第二十六条の二 意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当するとき（その意匠登録が第五十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

（意匠権の移転の特例）

第二十六条の二 意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当するとき（その意匠登録が第五十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

（通常実施権）

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができる。

3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（通常実施権の対抗力）の規定は、通常実施権に準用する。

（先使用による通常実施権）

第二十九条 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際（第九条の二の規定により、又は第十七条の三条第三項（放棄）及び第九十九条（通常実施権の対抗力）の規定は、通常実施権に準用する。）において準用する場合を含む。）の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなす。当該意匠権に係る意匠についての第六十条の十二第一項の規定による請求権についても、同様とする。

3 第一条の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該意匠権に係る意匠についての第六十条の十二第一項の規定による請求権についても、同様とする。

4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

（専用実施権）

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実

施権は、基礎意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対しても同時に設定する場合に限り、設定することができる。

（先出願による通常実施権）

第二十九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を有す

知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていれる者又はその事業の準備をしている者（前条に該当する者を除く。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしていれる意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

一　その意匠登録出願の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしていれる者は、その事業の準備をしていれる者であること。

二　前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が第三条第一項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した者であること。

（意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権）

第二十九条の三 第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録の際に現にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が第四十八条第二項第一号に規定する要件に該当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときを除く。）又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていれるもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしていれる意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

業をしているもの又はその事業の準備をしてい るものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際に存する専用実施権について通常実施権を有する。

同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者

二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者

当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)

第三十一条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

3 おいて、その特許権又は実用新案権の存続期間
が満了したときに適用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条の規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議を求められた第一十六条の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする旨登録意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において通常実施権の許諾について協議を求めることがができる。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第二十六条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六条の他人又は意匠権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手続等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(通常実施権の移転等)

第三十四条 通常実施権は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 前条第三項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二条第三項の裁定による通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者の当該意匠権、特許権を得た場合に限り、その通常実施権による通常実施権が実施の事業とともに移転したときは、これらに従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。

4 前条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは消滅する。

(質権)

第三十五条 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者には、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第三十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項（特許権の効力が及ばない範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権に準用する。

第二節 権利侵害

(差止請求権)
第三十七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物品、建築物若しくは画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む。第六十四条及び第六十五条第一号を除き、以下同じ。）若しくは画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器（以下「一般画像記録媒体等」という。）又はプログラム等（画像を表示する機能を有するプログラム等を除く。以下同じ。）若しくはプログラム等を記録した記録媒体若しくは記憶した機器（以下「プログラム等記録媒体等」という。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に係る第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。（侵害とみなす行為）

第三十八条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物の製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為イ 当該製造にのみ用いる物品又はプログラム等記録媒体等の作成又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為ロ 当該製造に用いるプログラム等を含む記録媒体等の作成及び第六十五条第一号を除き、以下同じ。）の廃棄、侵害の行為を組成した記録媒体若しくは内蔵する機器（以下「一般画像記録媒体等」という。）又はプログラム等（画像を表示する機能を有するプログラム等を除く。以下同じ。）若しくはプログラム等を記録した記録媒体若しくは記憶した機器（以下「プログラム等記録媒体等」という。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

四 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に係る第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。（侵害とみなす行為）

五 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に係る第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。（侵害とみなす行為）

六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物の製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等（これらが日本において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為

七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画

像の作成にのみ用いる物品若しくは画像若し

くは一般画像記録媒体等又はプログラム等若

しくはプログラム等記録媒体等について業と

して行う次のいずれかに該当する行為

八 当該作成にのみ用いる画像又はプログラ

ム等の作成又は電気通信回線を通じた提供

若しくはその申出をする行為

九 当該作成に用いる画像又はプログラム等

の作成又は電気通信回線を通じた提供若し

くはその申出をする行為

十 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係

る画像を業としての電気通信回線を通じた提

供のために保有する行為又は登録意匠若しく

はこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等

を業としての譲渡、貸渡し若しくは輸出のた

めに所持する行為

十一 当該建築に用いる物品又はプログラ

ム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しく

は電気通信回線を通じた提供若しくはその

申出をする行為

十二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

十三 当該建築に用いるプログラム等の作成又

は電気通信回線を通じた提供若しくはその

申出をする行為

十四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

十五 当該建築に用いるプログラム等の作成又

は電気通信回線を通じた提供若しくはその

申出をする行為

十六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

十七 当該建築に用いるプログラム等の作成又

は電気通信回線を通じた提供若しくはその

申出をする行為

十八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

十九 当該建築に用いるプログラム等の作成又

は電気通信回線を通じた提供若しくはその

申出をする行為

二十 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十五 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

二十九 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十五 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

三十九 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十五 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

四十九 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十五 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

五十九 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十五 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

六十九 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

七十 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

七十一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建

築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所

する行為

七十二 登録意匠又はこれに類似する意匠に

(秘密意匠の特例)
第六十条の九 国際意匠登録出願の出願人について
ては、第十四条の規定は、適用しない。

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)
第六十条の十 国際意匠登録出願について、は、第
十五条第一項において読み替えて準用する特許
法第四十三条(同項において準用する同法第四
十三条の二第二項(第十五条第一項において準
用する同法第四十三条の三第三項において準
用する場合を含む)及び第四十三条の三第三項
において準用する場合を含む)並びに第十五
条第一項において準用する同法第四十三条の二
第一項(第十五条第一項において準用する同法
第四十三条の三第三項において準用する場合を
含む)及び第四十三条の三第二項の規定は、
適用しない。

特許法第四十二条第二項から第九項までの規
定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)
の規定による優先権の主張をした者に準用す
る。この場合において、同法第四十三条第二項
中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一
年四月以内」とあるのは、「経済産業省令で定
める期間内」と読み替えるものとする。
(意匠登録を受ける権利の特例)

第六十条の十一 国際意匠登録出願についての第
十五条第二項において準用する特許法第三十四
条第四項の規定の適用については、同項中「相
続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長
官」とあるのは、「意匠法第六十条の七第二項
に規定する国際事務局」とする。
(国際公表の効果等)
第六十条の十二 国際意匠登録出願の出願人は、
国際公表があつた後に国際意匠登録出願に係る
意匠を記載した書面を提示して警告をしたとき
は、その警告後意匠権の設定の登録前に業とし
てその国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに
類似する意匠を実施した者に対し、その国際意
匠登録出願に係る意匠が登録意匠である場合に
その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に
対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金
の支払を請求することができる。当該警告をし
ない場合においても、国際公表がされた国際意
匠登録出願に係る意匠であることを知つて意匠
の設定の登録前に業としてその国際公表がさ
せば、その基礎となる意匠の登録が消滅した
ときは、消滅したものとみなす。

第六十条の十三 国際意匠登録出願についての第
二十二条第二項の規定の適用については、同項中
「第四十二条第一項の規定による第一年分の登
録料の納付」とあるのは、「意匠登録をすべき
旨の査定又は審決」とする。
(国際登録の消滅による効果)

第六十条の十四 国際意匠登録出願は、その基礎
とした国際登録が消滅したときは、取り下げら
れたものとみなす。

第六十条の十五 前条の規定により読み替えて適用する第二十
一条第二項の規定により設定の登録を受けた意匠
権(以下「国際登録を基礎とした意匠権」とい
う)は、その基礎とした国際登録が消滅した
ときは、消滅したものとみなす。

第六十条の十六 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登
録が消滅した日から生ずる。

れた国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類
似する意匠を実施した者に対しては、同様とす
る。

特許法第六十五条第二項から第六項までの規
定は、前項の規定により請求権を行使する場合
に準用する。この場合において、同条第五項中
「出願公開後」とあるのは、「国際公表後」と、
同条第六項中「第一百一条、第一百四条から第一百四
三条の三まで、第一百五条から第一百五条の二の十二
まで、第一百五条の四から第一百五条の七まで及
び」とあるのは、「意匠法第三十八条、同法第四
十一条において準用する特許法第七百四条の二か
ら第一百五条まで、第一百五条の二の十二及び第一百
五条の四から第一百五条の六まで並びに意匠法第
五十二条において準用する特許法」と読み替え
るものとする。

(意匠登録の査定の方式の特例)

第六十条の十二の二 国際意匠登録出願について
の第十九条において準用する特許法第五十二条
第二項の規定の適用については、特許庁長官
は、査定(第十八条の規定による意匠登録をす
べき旨の査定に限る)に記載されている事項
を、経済産業省令で定めるところにより、国際
事務局を経由して国際登録の名義人に通知する
ことをもつて、第十九条において準用する同項
の規定による当該査定の謄本の送達に代えるこ
とができる。

第六十条の十三 国際意匠登録出願についての第
二十二条第二項の規定の適用については、同項中
「第三十六条において準用する特許法第九十七条第
二項の規定は、適用しない」。

第六十条の十四 国際意匠登録出願は、その基礎
とした国際登録が消滅したところによる。

第六十条の十五 前条の規定により読み替えて適用する第二十
一条第二項の規定により設定の登録を受けた意匠
権(以下「国際登録を基礎とした意匠権」とい
う)は、その基礎とした国際登録が消滅した
ときは、消滅したものとみなす。

(関連意匠の意匠権の移転の特例)
第六十条の十五 基礎意匠の意匠権が国際登録を
基礎とした意匠権である場合における第二十二
条第二項の規定の適用については、同項中「第
四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十
四第二項」とする。

(関連意匠の意匠権についての専用実施権の設
定の特例)

第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしよう
とする者は、ジュネーブ改正協定第七条(2)の
個別の指定手数料(以下「個別指定手数料」と
いう)として、一件ごとに、十万五百円を超
えない範囲内で政令で定める額に相当する額を
国際事務局に納付しなければならない。

第六十条の二十二 国際意匠登録出願又は国際登録を基
礎とした意匠権である場合における第二十二
条第三項の規定の適用については、同項中「第
四十四条第四項」とあるのは、「第六十条的十
四第二項」とする。

(意匠権の放棄の特例)

第六十条の十七 国際登録を基礎とした意匠権を
有する者は、その意匠権を放棄することができ
る。

第六十条の十八 国際登録を基礎とした意匠権の
移転、信託による変更、放棄による消滅又は処
分の制限は、登録しなければ、その効力を生じ
ない。

第六十条の十九 国際登録を基礎とした意匠権に
ついての第六十一条第一項第一号の規定の適用
については、同号中「意匠権の設定、移転、信
託による変更、消滅、回復又は処分の制限」と
あるのは、「意匠権の設定、信託による変更、
消滅(存続期間の満了によるものに限る)又
は処分の制限」とする。

第六十条の二十 国際登録を基礎とした意匠権に
ついての第六十六条第二項第一号の規定の適用
については、同号中「第四十四条第四項の規定
によるものを除く」とは、国際登
録簿に登録されたところによる。

(意匠公報の特例)

第六十条の二十二 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意
匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若し
くは審決が確定した日から六月を経過した後
は、請求することができない。

第六十条の二十三 第一項の規定による個別指定手数料の返還を
拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときには、
前条第一項又は第二項の規定により納付すべき
個別指定手数料を納付した者の請求により政令
で定める額を返還する。

(個別指定手数料の返還)

第六十条の二十四 第一項の規定による個別指定手数料の返還を
拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した後
は、請求することができない。

第六十条の二十五 第一項の規定による個別指定手数料の返還を
拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した後
は、請求する者がその責めに帰することができ
ない理由により前項に規定する期間内にその請求を
することができないときは、同項の規定にかか
わらず、その理由がなくなりた日から十四日
(在外者にあつては、二月)以内でその期間の
経過後六月以内にその請求をすることができる。

なかつたことによるものに限る。)を除く。」と
する。

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)
第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしよう
とする者は、ジュネーブ改正協定第七条(2)の
個別の指定手数料(以下「個別指定手数料」と
いう)として、一件ごとに、十万五百円を超
えない範囲内で政令で定める額に相当する額を
国際事務局に納付しなければならない。

第六十条の二十二 国際意匠登録出願又は国際登録を基
礎とした意匠権である場合における第二十二
条第三項の規定の適用については、同項中「第
四十四条第四項」とあるのは、「第六十条的十
四第二項」とする。

(意匠権が基礎とした国際登録についての専用実施権の設
定の特例)

第六十条の二十三 第六十六条第二項第一号の規定の適用
については、同号中「第四十四条第四項の規定
によるものを除く」とは、国際登
録簿に登録されたところによる。

(經濟産業省令への委任)

第六十条の二十四 第一項の規定による個別指定手数料の返還を
拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した後
は、請求する者がその責めに帰することができ
ない理由により前項に規定する期間内にその請求を
することができないときは、同項の規定にかか
わらず、その理由がなくなりた日から十四日
(在外者にあつては、二月)以内でその期間の
経過後六月以内にその請求をすることができる。

第六十条の二十三 第六十六条第二項第一号の規定の適用
については、同号中「第四十四条第四項の規定
によるものを除く」とは、国際登
録簿に登録されたところによる。

(ユネーブ改正協定に基づく規則を実施するため
必要な事項の細目は、經濟産業省令で定める。

- 又は次条第一項において準用する同法第五条
第二項の規定による期日の変更を請求する者
四 國際登録出願をする者

五 意匠登録証の再交付を請求する者
六 第六十三条第一項の規定により証明を請求
する者

七 第六十三条第一項の規定により書類の謄本
又は抄本の交付を請求する者

八 第六十三条第一項の規定により書類、ひな
形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者

九 第六十三条第一項の規定により意匠原簿の
うち磁気テープをもつて調製した部分に記録
されている事項を記載した書類の交付を請求
する者

別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下
欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める
額の手数料を納付しなければならない。

前二項の規定は、これらの規定により手数料
を納付すべき者が国であるときは、適用しな
い。

意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と國以
外の者の共有に係る場合であつて持分の定め
があるときは、国と國以外の者が自己の意匠権
又は意匠登録を受ける権利について第一項又は
第二項の規定により納付すべき手数料（政令で
定めるものに限る。）は、これらの規定にかか
わらず、これらの規定に規定する手数料の金額
に國以外の者の持分の割合を乗じて得た額と
し、國以外の者がその額を納付しなければなら
ない。

前項の規定により算定した手数料の金額に十
円未満の端数があるときは、その端数は、切り
捨てる。

第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産
業省令で定めるところにより、特許印紙をもつ
てしなければならない。ただし、経済産業省令
で定める場合には、経済産業省令で定めるとこ
ろにより、現金をもつて納めることができる。
過誤納の手数料は、納付した者の請求により
返還する。

前項の規定による手数料の返還は、納付した
日から一年を経過した後は、請求することがで
きない。

第七項の規定による手数料の返還を請求する
者がその責めに帰することができない理由によ
り前項に規定する期間内にその請求をすることが
できないときは、同項の規定にかかわらず、
きない。

その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六ヶ月以内にその請求をすることができる。

権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、そ

- (特許法の準用)**
第六十八条 特許法第三条から第五条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第一百八条第一項、第二百二十二条第一項又は第一百七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十九条第一項において準用する第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。

第六十九条の二 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(詐欺の行為の罪)
第七十条 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の拘禁刑又は五百円以下の罰金に処する。
(虚偽表示の罪)

二 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第七十一条又は第七十一条 三千万円以下の罰金刑

前項の場合において、当該行為者に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

- 2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
3 前二項の規定は、これらの規定により手数料

特許法第六条から第九条まで、第十二条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第一百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他

一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は
人に罰金刑を科する場合における時効の期間
は、これらの規定の罪についての時効の期間に
よる。

- 4 い。を納付すべき者は國であるときは、適用しな

特許法第六条から第九条まで、第十二条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は

一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
(偽証等の罪)
第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

(過料)
第七十五条 第二十五条第三項において準用する
特許法第七十一条第三項において、第五十二条
において、第五十八条第二項若しくは第三項に
おいて、又は同条第八項二から四までに規定す
るの二又は前条第一項の違反行為につき法人又は
人に罰金刑を科する場合における時効の期間
は、これらの規定の罪についての時効の期間に
による。

- 又は意匠登録を受けた権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に國以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

前項の規定により算定した手数料の金額に円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

特許法第六条から第九条まで、第十三条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

特許法第二十六条（条約の効力）の規定は、意匠登録に準用する。

特許法第八十九条から第百九十二条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達を準用する。

（偽証等の罪）
第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。
2 前項の罪を犯した者が事件の判定の権本が送达され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
(秘密を漏らした罪)
第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は濫用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
(秘密保持命令違反の罪)

の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間には、これらの規定の罪についての時効の期間による。

(過料)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第一百五十五条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第七十六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣

- 6 第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところ

特許法第六条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

特許法第二十六条（条約の効力）の規定は、意匠登録に準用する。

特許法第八十九条から第百九十二条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

特許法第八十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による处分に準用する。

特許法第八十九十五条の四（行政不服審査法の

（偽証等の罪）

第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の擔本が送達され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（秘密を漏らした罪）

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は濫用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（秘密保持命令違反の罪）

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第二百五条の四第一項（第六十条の十二第二項において読み替えて準用する同法第六十五条）の規定第六項において準用する場合を含む。の規定

（過料）

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第一百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第七十六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第七十七条 証拠調べ又は証拠保全に関する法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類を出しつけられた者は、これらの規定の罪についての時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

- 7 ろにより、現金をもつて納めることができる。
8 7 過誤納の手数料は、納付した者の請求により
返還する。

特許法第六条から第九条まで、第十二条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

特許法第二十六条（条約の効力）の規定は、意匠登録に準用する。

特許法第二十七条（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

特許法第二十九条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

特許法第二百九十五条の四（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審査若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てるに準用する。

（偽証等の罪）

第一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の権本が送達され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（秘密を漏らした罪）

第七十三条 特許庁の職員又はその職員にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は濫用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（秘密保持命令違反の罪）

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第一百五条の四第一項（第六十条の十二第二項において読み替えて準用する同法第六十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起する

（過料）

第二十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十九条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第一百五十五条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第七十六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第七十七条 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は提示を命

- 9
日から一年を経過した後は請求することでき
ない。

特許法第六条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

特許法第二十六条（条約の効力）の規定は、意匠登録に準用する。

特許法第八十九条から第九十二条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

特許法第九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による处分に準用する。

特許法第九十五条の四（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為に準用する。

（偽証等の罪）

第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の権限が送達され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（秘密を漏らした罪）

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は濫用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（秘密保持命令違反の罪）

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第一百五条の四第一項（第六十条の十二第二項において読み替えて準用する同法第六十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定第六項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれ犯した者にも適用する。

（併罰規定）

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第七十七条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第七十八条 証拠調べ又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は提示を命令された者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

（過料）

第七十九条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第一百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第一百五十二条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第八十条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第一百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第一百五十二条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

（附則）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

か、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年五月一四日法律第四号）抄

（施行期日）この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条及び第六十七条の改正規定、第四条

中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十条の七及び第七十六条の改正規定、第五条

中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十一条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日（意匠法の改正に伴う経過措置）

（施行期日）第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二三〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（政令への委任）附則（平成一一年五月一九日法律第七号）抄

（施行期日）第一条 この法律（第一条を除く。）は、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）附則（平成一一年五月一九日法律第七号）抄

（施行期日）第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（政令への委任）附則（平成一一年五月一九日法律第七号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）附則（平成一四年四月一七日法律第二四号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年五月二三日法律第四号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第十八条の規定）抄

（施行期日）第一条 第一条中特許法第七百九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号並びに第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条

中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十条の七及び第七十六条の改正規定、第五条

中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有

権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十一条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日（意匠法の改正に伴う経過措置）

（施行期日）第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（附則第一六〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（政令への委任）附則（平成一六年六月一八日法律第一二三〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（附則第一六〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）第十七条 附則の適用に関する経過措置

（施行期日）第一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（政令への委任）第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（附則第一六〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）第五条 附則第二条に定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（附則第一六〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則第一六〇号）抄

第六条の規定による改正後の意匠法（次号において「新意匠法」という。）及び第七条の規定による改正後の商標法（同号において「新商標法」という。）において準用する場合を含む。）

（施行期日）第一条 新特許法第六十八条第五項及び第六項の規定による改正後の商標法（同号において「新商標法」という。）において準用する場合を含む。）

（政令への委任）第二条 新特許法第六十八条第五項及び第六項の規定による改正後の商標法（同号において「新商標法」という。）において準用する場合を含む。）

（附則第一六〇号）抄

（施行期日）第一条 平成一七年六月二九日法律第七五号抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）第五条 附則第二条に定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（附則第一六〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条及び附則第九条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成一八年五月二七日法律第五号）抄**

（施行期日）

五号抄

附則（平成三十一年五月三〇日法律第三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条及び第三十四条の規定の日

二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十一条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十四条、第十六条及び第三十三条の規定の公布の日から起算して十日を経過した日

三 及び四 略

五 第四条中意匠法第十五条第一項及び第六十条の改正規定並びに附則第十三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（意匠の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置）

第六条 意匠法第三条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前のある意匠については、第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第四条第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。（電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手続に関する経過措置）

第七条 第四条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第十五条第一項及び第六十条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、同法第一百五十四条の改正規定、同法第一百五十五条の二を同法第一百五条の二の十一とし、同法第一百五条の次に十条を加える改正規定、同法第一百五条の四第一項第一号の改正規定、同法第一百六十九条第六項の改正規定、同法第二百条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第二百条の二を同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十条の改正規定、第三条中意匠法第四十一条の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三条の二第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中意匠法第七条の改正規定、同法第十一条第一項の改正規定（第四十三条第一項）の下に「第四十三条の二第一項」を加える部分に限る）、同法第十条の二第二項ただし書及び第三項の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第六十条の十の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項から起算して二年五項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（意匠法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第二項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、第十一条、第十七条第一号、第二十二条、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第一号、第六条の六第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」といふ。）以後にする意匠登録出願について適用し、

